

# 第1章

## 計画の基本的な考え方

# 1 計画の概要

## (1) 計画の趣旨

わが国においては、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が緊要な課題となっています。「男女共同参画社会基本法<sup>※</sup>」（平成11年法律第78号）においては、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」（前文）と位置づけ、さまざまな取り組みが進んでいます。

本市では、平成8年に「生駒市女性行動計画<sup>ひとひと</sup> 女と男 You&Iプラン」、平成17年に「生駒市男女共同参画行動計画<sup>ひとひと</sup> 女と男 You&Iプラン（第2次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行ってきました。

そして、平成20年2月に「生駒市男女共同参画都市宣言<sup>※</sup>」を行うとともに、同年4月に「男女共同参画社会基本法」の理念や趣旨に沿った施策を総合的・計画的に推進するため、「生駒市男女共同参画推進条例<sup>※</sup>」を制定し、さらなる男女共同参画施策に取り組んできました。

しかし、職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な性別役割分担意識<sup>※</sup>が依然として残っている上、重大な人権侵害である配偶者や交際相手からの暴力などの問題も生じています。

少子高齢化・人口減少が進む中で、男性の子育てや介護、地域活動への参加、また、女性のさらなる社会進出など、男女がともにあらゆる分野に参画できる環境を構築することが求められています。

このようなことから、男女が平等でお互いの人権が尊重され、社会のあらゆる分野でだれもが個性や能力を発揮できるよう、さらなる取り組みを推進するため、「生駒市男女共同参画行動計画（第3次）」（以下、「第3次行動計画」という。）を策定するものです。

※男女共同参画社会基本法：81 ページ参照

※生駒市男女共同参画都市宣言：80 ページ参照

※生駒市男女共同参画推進条例：74 ページ参照

※性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」といった、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。性別によって役割を固定する意識は、結果的に男女格差を生み、男女の対等な社会参画を困難にする要因となっている。

## (2) 計画の位置づけ

この計画は、

- ①「生駒市男女共同参画推進条例」<sup>※</sup>第10条に基づく行動計画であり、国の「第3次男女共同参画基本計画」<sup>※</sup>を踏まえた「男女共同参画社会基本法」<sup>※</sup>第14条第3項に基づく「市町村基本計画」です。
  
- ②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」<sup>※</sup>(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」です。
  
- ③「第5次生駒市総合計画」に基づいた部門別計画で、他の関連する計画との整合性を図っています。

## (3) 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を考慮し、5年後をめぐりに計画の見直しを行います。

---

※生駒市男女共同参画推進条例：74ページ参照

※男女共同参画社会基本法：81ページ参照

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)：86ページ参照

## (4) 計画策定の背景

### ①世界の動き

平成7年(1995年)、北京で開かれた「第4回国連世界女性会議」では、「北京宣言」に「女性の権利は人権であること」を明記するとともに、平成12年(2000年)に向けて優先的に取り組むべき課題として、12の重大問題領域を設定した「行動綱領」を示しました。

これに基づき、平成12年(2000年)にニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開かれ、「北京行動綱領」採択5年後の実施状況の検討と評価を行うとともに、各国の決意表明や理念を掲げた「政治宣言」と各国で今後とるべき施策指針となる「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。さらに、平成17年(2005年)には、「北京+10」が開催され、「北京宣言」及び「世界女性行動綱領」の再確認と各国政府にさらなる行動を求める「政治宣言」が採択されました。

平成21年(2009年)には、女子差別撤廃委員会の最終見解が公表され、民法における婚姻適齢、女性の再婚禁止期間、及び選択的夫婦別氏制度<sup>※</sup>に関する国内法の規定を整備することなどが指摘されています。

平成22年(2010年)には、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価を主要テーマに、第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)が開催されました。

平成23年(2011年)には、既存のジェンダー<sup>※</sup>関連の4つの国際機関が統合され、「UN Women」(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)が発足しました。

### ②日本の動き

平成8年に「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成9年には「男女共同参画審議会」が設置されるとともに、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正が行われました。

平成11年には「男女共同参画社会基本法」<sup>※</sup>が公布・施行され、平成12年には「介護保険制度」が導入されるとともに、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」や「児童虐待の防止等に関する法律」が公布・施行され、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年には「DV防止法」<sup>※</sup>が、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」が公布されました。

平成16年には「DV防止法」が改正され、配偶者からの暴力の定義が身体以外に

※**選択的夫婦別氏制度**：夫婦は同じ氏を名乗るという現在の制度に加えて、希望する夫婦が結婚後もそれぞれの結婚前の氏を名乗ることを認める制度。本制度の導入については、引き続き検討を進めることとされている。

※**ジェンダー**：社会的、文化的につくられた性差のことで、それぞれの性にふさわしいとされる思考や行動・態度のことをいう。生物学的な性別(セックス)と区別して用いられる。

※**男女共同参画社会基本法**：81ページ参照

※**DV防止法**：86ページ参照

も有害な影響を及ぼす言動にまで拡大されました。

平成 17 年には、育児や介護を担う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正されました。

また、同年 12 月には、男女共同参画が十分には進んでいない反省と社会環境の変化を踏まえ、実効性のある男女共同参画推進のアクション・プランとすることをめざして、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定され、平成 19 年には、関係閣僚、経済界・労働界の代表等による「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 19 年には「DV 防止法<sup>\*</sup>」の一部改正が行われ、保護命令制度のさらなる拡充や市町村基本計画策定の努力義務等が盛り込まれました。

平成 22 年 12 月には、「第 3 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、平成 32 年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも 30% 程度とする目標に向けた取り組みを推進するなど、男女共同参画社会の実現に対する姿勢が一段と強化されました。

平成 25 年には、「DV 防止法」の一部改正が行われ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても適用が拡大されることとなりました。

平成 26 年には、持続可能な日本の経済成長につなげるため、「女性の活躍推進」を「成長戦略」の中核と捉え、同年 10 月に女性の活躍を後押しする政策を総合的に示す「すべての女性が輝く政策パッケージ」が決定されるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」案が閣議決定されました。

### ③奈良県の動き

平成 9 年に奈良県婦人行動計画を引き継いだ「なら女性プラン 21」が策定され、その後平成 13 年に男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民、事業者の責務等を定めた「奈良県男女共同参画推進条例」が施行されました。

この条例を具現化するため、また「なら女性プラン 21」の残された課題や新たな問題等を見直し、今後の指針とするため、平成 14 年に「なら男女共同参画プラン 21（なら女性プラン 21 改訂版）」が策定されました。

平成 18 年には男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる社会をめざし、「なら男女 GENKI プラン（奈良県男女共同参画計画（第 2 次））」が策定されました。

平成 19 年に「DV 防止法」が改正されたことを踏まえ、平成 21 年に「奈良県配偶

---

※ DV 防止法：86 ページ参照

者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第2次)が、さらに、平成25年には「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第3次)が策定されました。

#### ④生駒市の取り組み

平成8年に「生駒市女性行動計画 <sup>ひとひと</sup> 女と男 <sup>ゆうあい</sup> You&Iプラン」を策定し、女性問題の解決と男女共同参画社会の実現をめざしてさまざまな施策を進めてきました。平成17年に、これまでの行動計画に基づく取り組みの成果や課題を踏まえ、また、「男女共同参画社会基本法<sup>\*</sup>」の制定をはじめとする社会経済情勢の変化に対応するため、21世紀の男女共同参画社会の実現に向けた新たな指針として、目標年次を平成26年度とする「生駒市男女共同参画行動計画 <sup>ひとひと</sup> 女と男 <sup>ゆうあい</sup> You&Iプラン(第2次)」(以下、「第2次行動計画」という。)を策定しました。

平成20年2月に「生駒市男女共同参画都市宣言<sup>\*</sup>」を行うとともに、同年4月に「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、市、市民、事業者、教育関係者等の責務などを明らかにした「生駒市男女共同参画推進条例<sup>\*</sup>」を制定し、男女共同参画に関する取り組みを推進してきました。

平成25年には、男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、市民、事業者及び市職員に対して「男女共同参画についてのアンケート調査」を実施し、多方面から現状の把握と今後の課題の抽出を行いました。

さらに、「第5次生駒市総合計画」の後期基本計画(計画期間 平成26～29年度)の中で、市民や事業者、行政がともに実現をめざす「4年後のまち」として、「男女がお互いに相手を思いやり、尊敬し、自分らしい生き方ができるように取り組んでいる。」と定義して取り組みを進めています。

---

※男女共同参画社会基本法：81 ページ参照

※生駒市男女共同参画都市宣言：80 ページ参照

※生駒市男女共同参画推進条例：74 ページ参照

## 2 生駒市がめざす男女共同参画社会

### (1) 計画の基本理念

この計画は、「生駒市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる次の7項目を基本理念とします。

- ① 何人も、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、及び個人としての能力を発揮する機会が適正に確保されること。
- ② 男女が、互いの性及び身体的特徴に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。
- ③ 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、家族の多様性を理解し、家事、育児、介護その他の家庭生活において家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、地域活動その他の社会活動に対等に参画できること。
- ④ 何人も、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習、慣行又は社会制度にとらわれることなく、自己の意思及び責任において活動できること。
- ⑤ 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策または民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ⑥ すべての市民が、国籍にかかわらず、等しく自らの意思により活躍する機会が確保されること。
- ⑦ 国際的な理解及び協調の下に、男女共同参画が推進されること。

---

※生駒市男女共同参画推進条例：74 ページ参照

## (2) 計画の基本目標

本計画では、次の3つを基本目標とします。

### 基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人の人権が尊重され、男女が性別により差別されない対等な存在であることが重要です。

根強く残っている固定的な性別役割分担意識<sup>※</sup>の解消や、男女共同参画社会の正しい理解に向けた啓発を継続的に行うとともに、個人の能力を發揮し、多様な生き方ができる社会の形成に取り組みます。

また、子どもの頃から男女共同参画の視点に立った教育を進め、学校はもとよりあらゆる場を通じて多様な学習機会の提供や、家庭や職場、地域社会等における男女共同参画への理解の促進に努めます。

さらに、個人の尊厳を傷つける暴力の根絶に向け、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をめざし、さらなる取り組みを推進します。

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

従来の社会システムでは男性に比べて社会参画の機会が少なかった女性が、政治的、経済的、社会的、文化的に力を備えた存在になること（エンパワーメント<sup>※</sup>）を支援するとともに、特に政策等の立案及び決定過程に男性とともに参画できる社会をつくりま

す。

また、働く場において、男女がともに対等なパートナーとして能力を發揮していくために、適切な職場環境が確保され、多様な働き方ができるように支援します。

さらに、これまで女性が中心的担い手であった家庭、地域活動においても、男女がともに社会の対等な構成員として、あらゆる分野で個性と能力を發揮できるよう取り組みの充実を図ります。

### 基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり

仕事、家庭生活、地域活動等を自らの希望するバランスで保つことは、豊かな人生につながるものです。男性にとっても女性にとっても生きやすい男女共同参画社会の実現に向け、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事や子育て、介護への参加等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>）の実現を図ります。

また、女性の社会進出の機会が増えたことやライフサイクルの変化等により、多様な

※性別役割分担意識：1ページ参照

※エンパワーメント：社会の一員として自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を發揮し行動していくことを指す。

※ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。



保育形態が求められていることから、さまざまな働き方に応じた保育サービスの充実を図ります。

さらに、だれもが地域の中で安心して自立した生活が送れるよう支援の充実に努めるとともに、安全で安心な地域づくりを進めます。また、男女がお互いに心身の健康について正しい知識を身に付け、尊重し合い、自身の健康を管理できるよう、生涯にわたる健康づくりを支援します。



### 3 計画の施策体系

